

新 旧 対 照 表

第1 「租税特別措置法（株式等に係る譲渡所得等関係）の取扱いについて」（法令解釈通達）

（注）アンダーラインを付した箇所が改正部分である。

改 正 後	改 正 前
<p>措置法第37条の10《一般株式等に係る譲渡所得等の課税の特例》・第37条の11《上場株式等に係る譲渡所得等の課税の特例》共通関係</p> <p>（株式等に係る譲渡所得等の総収入金額の収入すべき時期）</p> <p>37の10・37の11共－1</p> <p>(1) 次の(2)から<u>11</u>まで以外の場合</p> <p>(2)</p> <p>(3)</p> <p>(4)</p> <p>(5) イ ロ ハ ニ</p> <p>(6) 措置法第37条の10第3項に規定する事由に基づき交付を受ける<u>金銭及び金銭以外の資産</u>（以下この項において「<u>金銭等</u>」という。）の額が一般株式等に係る譲渡所得等又は上場株式等に係る譲渡所得等に係る収入金額とみなされる場合 イ <u>措置法第37条の10第3項第1号及び措置法令第25条の8第4項第1号に掲げる合併によるもの</u>については、. ロ</p>	<p>措置法第37条の10《一般株式等に係る譲渡所得等の課税の特例》・第37条の11《上場株式等に係る譲渡所得等の課税の特例》共通関係</p> <p>（株式等に係る譲渡所得等の総収入金額の収入すべき時期）</p> <p>37の10・37の11共－1</p> <p>(1) 次の(2)から<u>10</u>まで以外の場合</p> <p>(2)</p> <p>(3)</p> <p>(4)</p> <p>(5) イ ロ ハ ニ</p> <p>(6) 措置法第37条の10第3項に規定する事由に基づき交付を受ける<u>金銭等の額</u>が一般株式等に係る譲渡所得等又は上場株式等に係る譲渡所得等に係る収入金額とみなされる場合 イ <u>同項第1号及び措置法令第25条の8第4項第1号に掲げる合併によるもの</u>については、. ロ</p>

改正後	改正前
<p>ハ <u>措置法第37条の10第3項第3号</u>に規定する株式分配によるものについては、当該株式分配について定めたその効力を生ずる日による。ただし、その効力を生ずる日を定めていない場合には、当該株式分配を行う法人の社員総会その他正当な権限を有する機関の決議があった日による。</p> <p>ニ <u>措置法第37条の10第3項第4号</u>に規定する資本の払戻しによるものについては、・・・・・・・・。</p> <p>ホ <u>措置法第37条の10第3項第4号</u>に規定する解散による残余財産の分配によるものについては、・・・・・・・・。</p> <p>ヘ <u>措置法第37条の10第3項第5号</u>に規定する自己の株式又は出資の取得によるものについては、・・・・・・・・。</p> <p>ト <u>措置法第37条の10第3項第6号</u>に規定する出資の消却、出資の払戻し、社員その他の出資者の退社若しくは脱退による持分の払戻し又は株式若しくは出資を法人が取得することなく消滅させるものについては、・・・・・・・・。</p> <p>チ <u>措置法第37条の10第3項第7号</u>及び<u>措置法令第25条の8第4項第2号</u>に掲げる組織変更によるものについては、・・・・・・・・。</p> <p>リ <u>措置法第37条の10第3項第8号</u>に規定する公社債の元本の償還によるものについては、・・・・・・・・。 (イ) ・・・・・・・・ (ロ) ・・・・・・・・</p> <p>ヌ <u>措置法第37条の10第3項第9号</u>に規定する分離利子公社債に係る利子の交付によるものについては、・・・・・・・・。 (7) ・・・・・・・・</p> <p>イ <u>措置法第37条の10第4項第1号</u>に規定する上場廃止特定受益証券発行信託の終了(当該上場廃止特定受益証券発行信託の信託の併合に係るものを除く。)若しくは一部の解約又は同項第2号に規定する投資信託等の終了(当該投資信託等の信託の併合に係るものを除く。)若しくは一部の解約によるものについては、・・・・・・・・。</p> <p>ロ <u>措置法第37条の10第4項第1号</u>に規定する上場廃止特定受益証券発行信託の信託の併合又は同項第2号に規定する投資信託等の信託の併合に係るものについては、・・・・・・・・。</p> <p>ハ <u>措置法第37条の10第4項第3号</u>に規定する特定受益証券発行信託に係る信託の分割によるものについては、・・・・・・・・。</p>	<p>ハ <u>同項第3号</u>に規定する資本の払戻しによるものについては、・・・・・・・・。</p> <p>ニ <u>同号</u>に規定する解散による残余財産の分配によるものについては、・・・・・・・・。</p> <p>ホ <u>同項第4号</u>に規定する自己の株式又は出資の取得によるものについては、・・・・・・・・。</p> <p>ヘ <u>同項第5号</u>に規定する出資の消却、出資の払戻し、社員その他の出資者の退社若しくは脱退による持分の払戻し又は株式若しくは出資を法人が取得することなく消滅させるものについては、・・・・・・・・。</p> <p>ト <u>同項第6号</u>及び<u>措置法令第25条の8第4項第2号</u>に掲げる組織変更によるものについては、・・・・・・・・。</p> <p>チ <u>措置法第37条の10第3項第7号</u>に規定する公社債の元本の償還によるものについては、・・・・・・・・。 (イ) ・・・・・・・・ (ロ) ・・・・・・・・</p> <p>リ <u>同項第8号</u>に規定する分離利子公社債に係る利子の交付によるものについては、・・・・・・・・。 (7) ・・・・・・・・</p> <p>イ <u>同項第1号</u>に規定する上場廃止特定受益証券発行信託の終了(当該上場廃止特定受益証券発行信託の信託の併合に係るものを除く。)若しくは一部の解約又は同項第2号に規定する投資信託等の終了(当該投資信託等の信託の併合に係るものを除く。)若しくは一部の解約によるものについては、・・・・・・・・。</p> <p>ロ <u>同項第1号</u>に規定する上場廃止特定受益証券発行信託の信託の併合又は同項第2号に規定する投資信託等の信託の併合に係るものについては、・・・・・・・・。</p> <p>ハ <u>同項第3号</u>に規定する特定受益証券発行信託に係る信託の分割によるものについては、・・・・・・・・。</p>

改正後	改正前
<p>ニ <u>措置法第37条の10第4項第4号</u>に規定する社債的受益権の元本の償還によるものについては、…………。</p> <p>(8) ……………</p> <p>イ <u>措置法第37条の11第4項第1号</u>に規定する投資信託等の終了(当該投資信託等の信託の併合に係るものを除く。)若しくは一部の解約によるものについては、…………。</p> <p>ロ <u>措置法第37条の11第4項第1号</u>に規定する投資信託等の信託の併合に係るものについては、…………。</p> <p>ハ <u>措置法第37条の11第4項第2号</u>に規定する特定受益証券発行信託に係る信託の分割によるものについては、…………。</p> <p>ニ <u>措置法第37条の11第4項第3号</u>に規定する社債的受益権の元本の償還によるものについては、…………。</p> <p>(9) ……………</p> <p>…………。</p> <p>(10) ……………</p> <p><u>措置法第37条の14の3第1項</u>に規定する特定合併又は同条第2項に規定する特定分割型分割によるものについては、…………。</p> <p>(11) <u>措置法第37条の14の3第3項</u>に規定する事由に基づき一般株式等に係る譲渡所得等又は上場株式等に係る譲渡所得等に係る収入金額とみなされる場合</p> <p><u>措置法第37条の14の3第3項</u>に規定する特定株式分配によるものについては、当該特定株式分配について定めたその効力を生ずる日による。ただし、その効力を生ずる日を定めていない場合には、当該特定株式分配を行う法人の社員総会その他正当な権限を有する機関の決議があった日による。</p> <p>(「取得をした日」の判定)</p> <p>37の10・37の11共-18 ……………。</p> <p>(1) ……………</p> <p>(2) ……………</p> <p>(3) ……………</p> <p>(4) ……………</p> <p>(5) ……………</p> <p>(6) ……………</p>	<p>ニ <u>同項第4号</u>に規定する社債的受益権の元本の償還によるものについては、…………</p> <p>…………。</p> <p>(8) ……………</p> <p>イ <u>同項第1号</u>に規定する投資信託等の終了(当該投資信託等の信託の併合に係るものを除く。)若しくは一部の解約によるものについては、…………。</p> <p>ロ <u>同号</u>に規定する投資信託等の信託の併合に係るものについては、…………。</p> <p>ハ <u>同項第2号</u>に規定する特定受益証券発行信託に係る信託の分割によるものについては、…………。</p> <p>ニ <u>同項第3号</u>に規定する社債的受益権の元本の償還によるものについては、…………</p> <p>…………。</p> <p>(9) ……………</p> <p>…………。</p> <p>(10) ……………</p> <p><u>同条第1項</u>に規定する特定合併又は同条第2項に規定する特定分割型分割によるものについては、…………。</p> <p>(「取得をした日」の判定)</p> <p>37の10・37の11共-18 ……………。</p> <p>(1) ……………</p> <p>(2) ……………</p> <p>(3) ……………</p> <p>(4) ……………</p> <p>(5) ……………</p> <p>(6) ……………</p>

改正後	改正前
<p>(7) ・・・・。ただし、措置法第37条の10第3項第1号若しくは第2号（措置法第37条の11第3項の規定により上場株式等に係る譲渡所得等に係る収入金額とみなされる場合を含む。）又は・・・。</p> <p>(8) <u>株式分配（法人税法（昭和40年法律第34号）第2条第12号の15の2《定義》に規定する株式分配をいう。以下この項において同じ。）により取得した株式等は、その取得の基因となった株式等の「取得をした日」による。ただし、措置法第37条の10第3項第3号（措置法第37条の11第3項の規定により上場株式等に係る譲渡所得等に係る収入金額とみなされる場合を含む。）又は第37条の14の3第3項の規定により、一般株式等に係る譲渡所得等又は上場株式等に係る譲渡所得等に係る収入金額とみなされることとなる金額がある場合における株式分配により取得した株式等は、当該株式分配について定めたその効力を生ずる日（その効力を生ずる日を定めていない場合には、当該株式分配を行う法人の社員総会その他正当な権限を有する機関の決議があった日）による。</u></p> <p>(9) ・・・・。</p> <p>(10) ・・・・。</p> <p>(11) ・・・・。ただし、措置法第37条の10第3項第7号（措置法第37条の11第3項の規定により上場株式等に係る譲渡所得等に係る収入金額とみなされる場合を含む。）の規定により、・・・。</p> <p>(12) ・・・・。</p> <p>(13) ・・・・。</p> <p>(14) ・・・・。</p> <p>(15) ・・・・。</p> <p>(16) ・・・・。</p> <p>(17) ・・・・。</p> <p>(18) ・・・・。</p> <p>(19) 金融商品取引法第28条第8項第3号ハ<u>《通則》</u>に掲げる取引による権利の行使又は・・・。</p> <p>(注) ・・・・。</p>	<p>(7) ・・・・。ただし、措置法第37条の10第3項第1号若しくは第2号（第37条の11第3項の規定により上場株式等に係る譲渡所得等に係る収入金額とみなされる場合を含む。）又は・・・。</p> <p>(8) ・・・・。</p> <p>(9) ・・・・。</p> <p>(10) ・・・・。ただし、措置法第37条の10第3項第6号（第37条の11第3項の規定により上場株式等に係る譲渡所得等に係る収入金額とみなされる場合を含む。）の規定により、・・・。</p> <p>(11) ・・・・。</p> <p>(12) ・・・・。</p> <p>(13) ・・・・。</p> <p>(14) ・・・・。</p> <p>(15) ・・・・。</p> <p>(16) ・・・・。</p> <p>(17) ・・・・。</p> <p>(18) 金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げる取引による権利の行使又は・・・</p> <p>(注) ・・・・。</p>
<p>（法人が自己の株式又は出資を個人から取得する場合の所得税法第59条の適用） 37の10・37の11共-22 法人がその株主等から措置法第37条の10第3項第5号の規定に</p>	<p>（法人が自己の株式又は出資を個人から取得する場合の所得税法第59条の適用） 37の10・37の11共-22 法人がその株主等から措置法第37条の10第3項第4号の規定に</p>

改正後	改正前
<p>該当する自己の株式又は出資の取得を行う場合において、・・・・・・、この場合における同法第59条第1項第2号<u>《贈与等の場合の譲渡所得等の特例》</u>の規定の適用については、次による。</p> <p>(1) ・・・・・・ ・・・・・・、当該株主等に交付された金銭等の額が、<u>所得税法第59条第1項第2号</u>に規定する著しく低い価額の対価であるかどうかにより判定する。</p> <p>(2) 所得税法第59条第1項第2号の規定に該当する場合の一般株式等に係る譲渡所得等又は上場株式等に係る譲渡所得等<u>に係る</u>収入金額とみなされる金額 ・・・・・・。</p> <p>(注) ・・・・・・。</p> <p>(法人の自己の株式等の取得から除かれる措置法令第25条の8第9項第3号の「購入」) 37の10・37の11共-23 措置法第37条の10第3項第5号に規定する「法人の自己の株式又は出資の取得」から除かれることとされている・・・・・・有価証券の売買の媒介、取次ぎ又は代理をする場合におけるその売買（同法第2条第8項第10号ニ<u>《定義》</u>に掲げる方法により売買価格が決定されるものを除く。）・・・・・・。</p> <p>措置法第37条の10《一般株式等に係る譲渡所得等の課税の特例》関係</p> <p>(一般株式等に係る譲渡所得等に係る収入金額とみなす金額等—法人の合併の場合) 37の10-1 ・・・・・・。</p> <p>(1) ・・・・・・、被合併法人の株式（以下この項において「旧株」という。）についての一般株式等に係る譲渡所得等に係る収入金額とみなされる同項第1号に掲げる金額（所得税法第25条第1項<u>《配当等とみなす金額》</u>の規定に該当する部分の金額（以下37の10-5までにおいて「みなし配当額」という。）を除く。）及び・・・・・・。 ・・・・・・</p> <p>(注) ・・・・・・。 ・・・・・・</p> <p>・・・・・・、<u>所得税法令第109条第1項第6号《有価証券の取得価額》</u>の規定によ</p>	<p>該当する自己の株式又は出資の取得を行う場合において、・・・・・・、この場合における同法第59条第1項第2号の規定の適用については、次による。</p> <p>(1) ・・・・・・ ・・・・・・、当該株主等に交付された金銭等の額が、<u>同号</u>に規定する著しく低い価額の対価であるかどうかにより判定する。</p> <p>(2) 所得税法第59条第1項第2号の規定に該当する場合の一般株式等に係る譲渡所得等又は上場株式等に係る譲渡所得等<u>の</u>収入金額とみなされる金額 ・・・・・・。</p> <p>(注) ・・・・・・。</p> <p>(法人の自己の株式等の取得から除かれる措置法令第25条の8第9項第3号の「購入」) 37の10・37の11共-23 措置法第37条の10第3項第4号に規定する「法人の自己の株式又は出資の取得」から除かれることとされている・・・・・・有価証券の売買の媒介、取次ぎ又は代理をする場合におけるその売買（同法第2条第8項第10号ニ掲げる方法により売買価格が決定されるものを除く。）・・・・・・。</p> <p>措置法第37条の10《一般株式等に係る譲渡所得等の課税の特例》関係</p> <p>(一般株式等に係る譲渡所得等に係る収入金額とみなす金額等—法人の合併の場合) 37の10-1 ・・・・・・。</p> <p>(1) ・・・・・・、被合併法人の株式（以下この項において「旧株」という。）についての一般株式等に係る譲渡所得等に係る収入金額とみなされる同項第1号に掲げる金額（所得税法第25条第1項の規定に該当する部分の金額（以下37の10-5までにおいて「みなし配当額」という。）を除く。）及び・・・・・・。 ・・・・・・</p> <p>(注) ・・・・・・。 ・・・・・・</p> <p>・・・・・・、<u>所得税法令第109条第1項第6号</u>の規定により、・・・・・・。</p>

改 正 後	改 正 前
<p>り、…………。</p> <p>(2) ……………。</p> <p>イ ……………</p> <p>…………</p> <p>ロ ……………</p> <p>…………</p> <p>…………、法人税法第2条第12号の8《定義》に規定する…………。</p> <p>(3) ……………。</p> <p>(一般株式等に係る譲渡所得等に係る収入金額とみなす金額等—法人の分割の場合)</p> <p>37の10-2 ……………。</p> <p>(1) ……………、分割法人の株式（以下この項において「<u>所有株式</u>」という。）についての…………。</p> <p>…………</p> <p>(注) ……………。</p> <p>取得価額 = <u>所有株式</u>の従前の取得価額の合計額 × 純資産移転割合</p> <p>(注) ……………、次により計算した割合（分割法人の所得税法第25条第1項第2号に規定する分割型分割（以下(1)において「分割型分割」という。）の直前の法人税法第2条第16号に規定する資本金等の額（以下<u>37の10-3</u>までにおいて「資本金等の額」という。）又は同条第17号の2に規定する連結個別資本金等の額（以下<u>37の10-3</u>までにおいて「連結個別資本金等の額」という。）が零以下である場合には…………。</p> <p>…………</p> <p>※1 ……………。</p> <p>※2 ……………。</p> <p>また、当該分割があった日以後における<u>所有株式</u>1株当たりの取得価額は、…………</p> <p>…………</p> <p>分割後の<u>所有株式</u>1株当たりの取得価額 = $\frac{\text{所有株式1株の従前の取得価額}}{\text{従前の取得価額}} - \left[\frac{\text{所有株式1株の従前の取得価額}}{\text{従前の取得価額}} \times \text{純資産移転割合} \right]$</p>	<p>(2) ……………。</p> <p>イ ……………</p> <p>…………</p> <p>ロ ……………</p> <p>…………</p> <p>…………、法人税法（昭和40年法律第34号）第2条第12号の8《定義》に規定する…………。</p> <p>(3) ……………。</p> <p>(一般株式等に係る譲渡所得等に係る収入金額とみなす金額等—法人の分割の場合)</p> <p>37の10-2 ……………。</p> <p>(1) ……………、分割法人の株式（以下この項において「<u>旧株</u>」という。）についての…………</p> <p>…………</p> <p>(注) ……………。</p> <p>取得価額 = <u>旧株</u>の従前の取得価額の合計額 × 純資産移転割合</p> <p>(注) ……………、次により計算した割合（分割法人の所得税法第25条第1項第2号に規定する分割型分割（以下(1)において「分割型分割」という。）の直前の法人税法第2条第16号に規定する資本金等の額（以下この項及び<u>37の10-3</u>において「資本金等の額」という。）又は同条第17号の2に規定する連結個別資本金等の額（以下この項及び<u>37の10-3</u>において「連結個別資本金等の額」という。）が零以下である場合には…………。</p> <p>…………</p> <p>※1 ……………。</p> <p>※2 ……………。</p> <p>また、当該分割があった日以後における<u>旧株</u>1株当たりの取得価額は、…………。</p> <p>…………</p> <p>分割後の<u>旧株</u>1株当たりの取得価額 = $\frac{\text{旧株1株の従前の取得価額}}{\text{取得価額}} - \left[\frac{\text{旧株1株の従前の取得価額}}{\text{取得価額}} \times \text{純資産移転割合} \right]$</p>

改 正 後 改 正 前

(2) ・・・・法人の分割があった日以後の所有株式及び当該分割により取得した分割承継法人の株式・・・・。

イ ロ以外の所得税法第24条第1項《配当所得》に規定する分割型分割

$$\text{分割後の所有株式1株当たりの取得価額} = \frac{\text{所有株式1株の従前の取得価額}}{\text{従前の取得価額}} \left[\frac{\text{所有株式1株の従前の取得価額}}{\text{従前の取得価額}} \times \text{純資産移転割合} \right]$$

取得した分割承継法人の株式又は分割承継親法人の株式1株当たりの取得価額	$=$	$\left[\frac{\text{所有株式1株の従前の取得価額}}{\text{所有株式1株の従前の取得価額}} \times \text{純資産移転割合} \right]$	\div	$\left[\frac{\text{所有株式1株の従前の取得価額}}{\text{所有株式1株の従前の取得価額}} \times \text{純資産移転割合} \right]$	$+$	分割承継法人の株式又は分割承継親法人の株式1株当たりのみなし配当額	$+$	分割承継法人の株式又は分割承継親法人の株式1株当たりの分割承継法人の株式又は分割承継親法人の株式の取得費用
-------------------------------------	-----	--	--------	--	-----	-----------------------------------	-----	---

ロ ・・・・

$$\text{分割後の所有株式1株当たりの取得価額} = \frac{\text{所有株式1株の従前の取得価額}}{\text{従前の取得価額}} \left[\frac{\text{所有株式1株の従前の取得価額}}{\text{従前の取得価額}} \times \text{純資産移転割合} \right]$$

④ 「旧株」とは、無対価分割型分割の直前に有していた分割法人の株式をいう。
 なお、法人税法施行令第4条の3第6項第1号イに規定する無対価分割のうち・・・分割法人の株式1株当たりの取得価額は、所有株式1株の従前の取得価額となり、・・・。

(3) ・・・・

（一般株式等に係る譲渡所得等に係る収入金額とみなす金額等—株式分配の場合）

37の10—2の2 措置法第37条の10第3項第3号の規定の適用に関しては、次の点に留意する。

(1) 措置法第37条の10第3項第3号に規定する株式分配に当たり、同項の規定により、同号に規定する現物分配法人（以下この項において「現物分配法人」という。）の株

(2) ・・・・法人の分割があった日以後の旧株及び当該分割により取得した分割承継法人の株式・・・・。

イ ロ以外の所得税法第24条第1項に規定する分割型分割

$$\text{分割後の旧株1株当たりの取得価額} = \frac{\text{旧株1株の従前の取得価額}}{\text{取得価額}} \left[\frac{\text{旧株1株の従前の取得価額}}{\text{取得価額}} \times \text{純資産移転割合} \right]$$

取得した分割承継法人の株式又は分割承継親法人の株式1株当たりの取得価額	$=$	$\left[\frac{\text{旧株1株の従前の取得価額}}{\text{旧株1株の従前の取得価額}} \times \text{純資産移転割合} \right]$	\div	$\left[\frac{\text{旧株1株の従前の取得価額}}{\text{旧株1株の従前の取得価額}} \times \text{純資産移転割合} \right]$	$+$	分割承継法人の株式又は分割承継親法人の株式1株当たりのみなし配当額	$+$	分割承継法人の株式又は分割承継親法人の株式1株当たりの分割承継法人の株式の取得費用
-------------------------------------	-----	--	--------	--	-----	-----------------------------------	-----	---

ロ ・・・・

$$\text{分割後の旧株1株当たりの取得価額} = \frac{\text{旧株1株の従前の取得価額}}{\text{取得価額}} \left[\frac{\text{旧株1株の従前の取得価額}}{\text{取得価額}} \times \text{純資産移転割合} \right]$$

なお、法人税法施行令第4条の3第6項第1号に規定する無対価分割のうち・・・分割法人の株式1株当たりの取得価額は、旧株1株の従前の取得価額となり、・・・。

(3) ・・・・

（新 設）

改正後	改正前
<p>式（以下この項において「所有株式」という。）についての一般株式等に係る譲渡所得等に係る収入金額とみなされる同号に掲げる金額（みなし配当額を除く。）及び当該収入金額から控除すべき取得価額は、次の算式によって計算した金額となる。</p> $\text{収入金額とみなされる金額} = \frac{\text{株式分配により交付を受けた完全子法人の株式及びそれ以外の資産の価額の合計額}}{\text{株式及びそれ以外の資産の価額の合計額}} - \text{みなし配当額}$ <p>④ 「完全子法人」とは、措置法第37条の10第3項第3号に規定する完全子法人をいう（以下同じ。）。</p> <p>取得価額 = 所有株式の従前の取得価額の合計額 × 純資産移転割合</p> <p>④ 「純資産移転割合」は、所得税法令第61条第2項第3号に規定する割合で、次により計算した割合（現物分配法人の所得税法第25条第1項第3号に規定する株式分配（以下(1)において「株式分配」という。）の直前の資本金等の額又は連結個別資本金等の額が零以下である場合には零と、当該株式分配の直前の資本金等の額又は連結個別資本金等の額及び次に掲げる算式の分子の金額が零を超え、かつ、次に掲げる算式の分母の金額が零以下である場合には1とし、当該割合に小数点以下3位未満の端数があるときは切上げ）をいう（以下この項において同じ。）。</p> $\text{純資産移転割合} = \frac{\text{完全子法人の株式の帳簿価額(※1)}}{\text{現物分配法人の資産} - \text{現物分配法人の負債(新株予約権に係る義務を含む。)の帳簿価額(※2)}}$ <p>※1 現物分配法人の株式分配の直前の帳簿価額による。</p> <p>※2 現物分配法人の株式分配の日の属する事業年度の前事業年度等の終了の時の帳簿価額による。</p> <p>また、当該株式分配があった日以後における所有株式1株当たりの取得価額は、所得税法令第113条の2第2項《株式分配により取得した株式等の取得価額》の規定により、次の算式によって計算した金額となり、また、当該株式分配により取得した完全子法人の株式の取得価額は、所得税法令第109条第1項第6号の規定により、取得のために通常要する価額となる。</p> $\text{株式分配後の所有株式1株当たりの取得価額} = \frac{\text{所有株式1株の従前の取得価額}}{\text{従前の取得価額}} - \left(\frac{\text{所有株式1株の従前の取得価額}}{\text{従前の取得価額}} \times \text{純資産移転割合} \right)$	

改 正 後	改 正 前
<p>(2) 措置法第37条の10第3項の規定の適用がない場合における株式分配（所得税法第24条第1項に規定する株式分配をいう。(2)において同じ。）があった日以後の所有株式及び当該株式分配により取得した完全子法人の株式に係る1株当たりの取得価額は、所得税法令第113条の2第1項又は第2項の規定により、それぞれ次の算式によって計算した金額となる。</p> $\text{株式分配後の所有株式1株当たりの取得価額} = \frac{\text{所有株式1株の従前の取得価額}}{\text{従前の取得価額}} \times \left(\frac{\text{所有株式1株の純資産移転割合}}{\text{従前の取得価額}} \times \text{純資産移転割合} \right)$ $\text{取得した完全子法人の株式1株当たりの取得価額} = \left(\frac{\text{所有株式1株の従前の取得価額}}{\text{従前の取得価額}} \times \frac{\text{純資産移転割合}}{\text{純資産移転割合}} \right) \div \left(\frac{\text{所有株式1株について取得した完全子法人の株式の数}}{\text{完全子法人の株式1株当たりのみなし配当額}} + \frac{\text{完全子法人の株式1株当たりの完全子法人の株式の取得費用}}{\text{完全子法人の株式1株当たりの完全子法人の株式の取得費用}} \right)$ <p>(3) 現物分配法人が措置法第37条の10第3項第3号に規定する株式分配に際し株主に対し交付しなければならない完全子法人の株式に一株に満たない端数が生じたため、その端数に応じて株主に金銭が交付された場合における同号の規定の適用については、所基通57の4-1に準じて取り扱う。</p> <p>(一般株式等に係る譲渡所得等に係る収入金額とみなす金額等—資本の払戻し等の場合) 37の10-3 措置法第37条の10第3項第4号に規定する「法人の資本の払戻し」又は は・・・・・・・・。 ・・・・・・・・ ・・・・・・・・ (注) ・・・・・・・・。 (1) ・・・・・・・・ 所得税法令第61条第2項第4号に規定する割合で、・・・・・・・・ ・・・・・・・・ ※ ・・・・・・・・。 (2) ・・・・・・・・ 所得税法令第61条第2項第5号に規定する割合で、・・・・・・・・</p>	<p>(一般株式等に係る譲渡所得等に係る収入金額とみなす金額等—資本の払戻し等の場合) 37の10-3 措置法第37条の10第3項第3号に規定する「法人の資本の払戻し」又は は・・・・・・・・。 ・・・・・・・・ ・・・・・・・・ (注) ・・・・・・・・。 (1) ・・・・・・・・ 所得税法令第61条第2項第3号に規定する割合で、・・・・・・・・ ・・・・・・・・ ※ ・・・・・・・・。 (2) ・・・・・・・・ 所得税法令第61条第2項第4号に規定する割合で、・・・・・・・・</p>

改正後	改正前
<p>..... ※</p>	<p>..... ※</p>
<p>(一般株式等に係る譲渡所得等に係る収入金額とみなす金額等一口数に定めがない出資の払戻しの場合) 37の10-4 措置法第37条の10第3項第6号に規定する「法人の出資の払戻し」(以下この項において「出資の払戻し」という。)..... </p>	<p>(一般株式等に係る譲渡所得等に係る収入金額とみなす金額等一口数に定めがない出資の払戻しの場合) 37の10-4 措置法第37条の10第3項第5号に規定する「法人の出資の払戻し」(以下この項において「出資の払戻し」という。)..... </p>
<p>(一般株式等に係る譲渡所得等に係る収入金額とみなす金額等一法人の組織変更の場合) 37の10-5 措置法第37条の10第3項第7号の規定の適用に関しては、..... (1)一般株式等に係る譲渡所得等に係る収入金額とみなされる同項第7号に掲げる金額(みなし配当額を除く。)..... (2)</p>	<p>(一般株式等に係る譲渡所得等に係る収入金額とみなす金額等一法人の組織変更の場合) 37の10-5 措置法第37条の10第3項第6号の規定の適用に関しては、..... (1)一般株式等に係る譲渡所得等に係る収入金額とみなされる同項第6号に掲げる金額(みなし配当額を除く。)..... (2)</p>
<p>(平成27年12月31日以前に同族会社が発行した公社債の取扱い) 37の11-6 (1) 措置法第37条の11第2項第14号括弧書の公社債(その発行時において同族会社(法人税法第2条第10号《定義》に規定する同族会社をいう。以下この項において同じ。)に該当する会社が発行したものをいう。以下この項において同じ。) (注)</p>	<p>(平成27年12月31日以前に同族会社が発行した公社債の取扱い) 37の11-6 (1) 措置法第37条の11第2項第14号括弧書の公社債(その発行時において同族会社(法人税法第2条第10号に規定する同族会社をいう。以下この項において同じ。)に該当する会社が発行したものをいう。以下この項において同じ。) (注)</p>

改正後	改正前
<p>(2)</p> <p>その償還の日においてその交付を受ける者が措置法第37条の10第3項第8号括弧書の規定に該当する者である場合は、同号の規定により、.。</p> <p>(注)、特定公社債（措置法第3条第1項第1号に規定する特定公社債をいう。）以外の公社債の元本の償還により交付を受ける金銭等の額が措置法第37条の10第3項第8号の規定により一般株式等に係る譲渡所得等に係る収入金額とみなされない場合の.。</p> <p>措置法第37条の14《非課税口座内の少額上場株式等に係る譲渡所得等の非課税》関係</p> <p>(非課税口座内上場株式等に係る譲渡所得等の非課税)</p> <p>37の14-1 非課税口座内上場株式等に係る譲渡所得等の非課税は、受入期間（措置法第37条の14第5項第3号に規定する非課税管理勘定（以下37の14-23までにおいて「非課税管理勘定」という。）又は同項第5号に規定する累積投資勘定（以下37の14-23までにおいて「累積投資勘定」という。）が設けられた日から同日の属する年の12月31日までの間をいう。以下37の14-13の2までにおいて同じ。）内に取得した上場株式等の引渡しがあつた日から、<u>非課税管理勘定が設けられた日の属する年の1月1日から5年を経過した日まで又は累積投資勘定が設けられた日の属する年の1月1日から20年を経過した日まで</u>の間に当該上場株式等の譲渡による引渡しのあつた日（同条第4項各号に掲げる事由が生じた日を含む。）までの間に生じた譲渡所得等について適用があることに留意する。</p> <p>(注)、その時に遡って同条第5項第2号に規定する非課税上場株式等管理契約（以下37の14-11までにおいて「非課税上場株式等管理契約」という。）又は同項第4号に規定する非課税累積投資契約（以下37の14-11までにおいて「非課税累積投資契約」という。）に基づく譲渡があつたものとみなされ、.。</p> <p>(受入期間内に取得した者から相続等により取得した場合)</p> <p>37の14-2 非課税口座内上場株式等に係る譲渡所得等の非課税は、居住者等が措置法第37条の14第1項第1号に規定する非課税上場株式等管理契約又は同項第2号に規定す</p>	<p>(2)</p> <p>その償還の日においてその交付を受ける者が措置法第37条の10第3項第7号括弧書の規定に該当する者である場合は、同号の規定により、.。</p> <p>(注)、特定公社債（措置法第3条第1項第1号に規定する特定公社債をいう。）以外の公社債の元本の償還により交付を受ける金銭等の額が措置法第37条の10第3項第7号の規定により一般株式等に係る譲渡所得等に係る収入金額とみなされない場合の.。</p> <p>措置法第37条の14《非課税口座内の少額上場株式等に係る譲渡所得等の非課税》関係</p> <p>(非課税口座内上場株式等に係る譲渡所得等の非課税)</p> <p>37の14-1 非課税口座内上場株式等に係る譲渡所得等の非課税は、受入期間（措置法第37条の14第5項第2号に規定する非課税管理勘定（以下37の14-23までにおいて「非課税管理勘定」という。）が設けられた日から同日の属する年の12月31日までの間をいう。以下37の14-12までにおいて同じ。）内に取得した上場株式等の引渡しがあつた日から、<u>その日の属する年の1月1日から5年を経過した日まで</u>の間に当該上場株式等の譲渡による引渡しのあつた日（同条第4項各号に掲げる事由が生じた日を含む。）までの間に生じた譲渡所得等について適用があることに留意する。</p> <p>(注)、その時に遡って同条第5項第2号に規定する非課税上場株式等管理契約（以下37の14-11までにおいて「非課税上場株式等管理契約」という。）に基づく譲渡があつたものとみなされ、.。</p> <p>(受入期間内に取得した者から相続等により取得した場合)</p> <p>37の14-2 非課税口座内上場株式等に係る譲渡所得等の非課税は、居住者等が措置法第37条の14第1項に規定する非課税上場株式等管理契約に基づく譲渡.、当該</p>

改正後	改正前
<p>る非課税累積投資契約に基づく譲渡・・・・・・、当該非課税口座内上場株式等に係る非課税管理勘定が設けられた日から同日の属する年の1月1日以後5年を経過した日まで又は累積投資勘定が設けられた日から同日の属する年の1月1日以後20年を経過した日までの間に当該上場株式等を譲渡しても同条の規定の適用はないことに留意する。</p> <p>(注)・・・・・・。</p> <p>(非課税口座内上場株式等に係る譲渡損失)</p> <p>37の14-3 非課税口座内上場株式等について措置法第37条の14第1項第1号に規定する非課税上場株式等管理契約又は同項第2号に規定する非課税累積投資契約に基づく譲渡(同条第4項の規定による譲渡があったものとみなされるものを含む。)をした場合において生じた譲渡損失の金額は、・・・・・・。</p> <p>(2以上の市場に価格が存する場合)</p> <p>37の14-5・・・・・・。</p> <p>ただし、措置法第37条の14第5項第2号イ(2)又はロの規定により、その非課税管理勘定を設けた非課税口座に係る他の年分の非課税管理勘定又は当該非課税口座を開設している金融商品取引業者等の営業所に開設された未成年者口座に設けられた措置法第37条の14の2第5項第3号に規定する非課税管理勘定(以下37の14-12の2までにおいて「未成年者口座に設けられた非課税管理勘定」という。)・・・・・・。</p> <p>(払込みの範囲)</p> <p>37の14-7・・・・・・、上場株式等について金融商品取引業者等が行う金融商品取引法第2条第3項に規定する有価証券の募集に応じて行う払込みに限られるため、例えば、<u>措置法第29条の2第1項本文の規定を受けて取得した同項に規定する特定新株予約権等に係る上場株式等は、</u>・・・・・・。</p>	<p>非課税口座内上場株式等に係る非課税管理勘定が設けられた日から同日の属する年の1月1日以後5年を経過した日までの間に当該上場株式等を譲渡しても同条の規定の適用はないことに留意する。</p> <p>(注)・・・・・・。</p> <p>(非課税口座内上場株式等に係る譲渡損失)</p> <p>37の14-3 非課税口座内上場株式等について措置法第37条の14第1項に規定する非課税上場株式等管理契約に基づく譲渡(同条第4項の規定による譲渡があったものとみなされるものを含む。)をした場合において生じた譲渡損失の金額は、・・・・・・。</p> <p>(2以上の市場に価格が存する場合)</p> <p>37の14-5・・・・・・。</p> <p>ただし、措置法第37条の14第5項第2号イ(2)の規定により、その非課税管理勘定を設けた非課税口座に係る他の年分の非課税管理勘定又は当該非課税口座を開設している金融商品取引業者等の営業所に開設された未成年者口座に設けられた措置法第37条の14の2第5項第3号に規定する非課税管理勘定(以下37の14-12までにおいて「未成年者口座に設けられた非課税管理勘定」という。)・・・・・・。</p> <p>(払込みの範囲)</p> <p>37の14-7・・・・・・、上場株式等について金融商品取引業者等が行う金融商品取引法第2条第3項に規定する有価証券の募集に応じて行う払込みに限られるが、<u>当該払込みにより取得をした上場株式等のうち、次に掲げる上場株式等は、</u>・・・・・・。</p> <p>(1) <u>措置法第29条の2第1項に規定する特定新株予約権等を同項本文の規定の適用を受けて取得した当該特定新株予約権等に係る上場株式等</u></p> <p>(2) <u>措置法第29条の3第1項に規定する特定外国新株予約権を同項本文の規定の適用を受けて取得した当該特定外国新株予約権に係る上場株式等</u></p>

改正後	改正前
<p>(取得対価の額) 37の14-8 措置法第37条の14第5項第2号イに規定する「取得対価の額」(以下<u>37の14-13の2</u>までにおいて「取得対価の額」という。)とは、……………。</p> <p>(1) ……………。</p> <p>(2) ……………。</p> <p>(3) ……………。</p> <p>(非課税管理勘定に受入れ可能な上場株式等の取得対価の額の合計額の判定) 37の14-10 措置法第37条の14第5項第2号イ(1)の規定により非課税管理勘定へ受入れ可能な上場株式等は、受入期間内に受け入れた上場株式等の取得対価の額の合計額が120万円(同号ロに掲げる上場株式等がある場合には、当該上場株式等の移管に係る<u>払出し時の金額</u>(同条第4項に規定する払出し時の金額をいう。37の14-12の2において同じ。))を控除した金額。以下この項において同じ。)を超えないものに限られるのであるが、<u>非課税管理勘定</u>に受け入れられるかどうかの判定は、取引単位により行うことに留意する。</p> <p>……………、一株(口)単位又は持分の割合により行うことに留意する。</p> <p>(外貨で表示されている上場株式等に係る取得の対価の額等の邦貨換算) 37の14-11 ……………。ただし、この場合において、当該非課税口座内上場株式等について措置法第37条の14第4項各号に掲げる事由が生じたとき又は同条第5項第2号イ(2)又はロに規定する移管がされたときの……………。</p> <p>(1) 措置法第37条の14第4項に規定する払出し時の金額 居住者等が非課税上場株式等管理契約又は非課税累積投資契約を締結した金融商品取引業者等の主要取引金融機関……………</p> <p>(2) ……………</p> <p>(他の年分の非課税管理勘定又は未成年者口座に設けられた非課税管理勘定からの移管の範囲) 37の14-12 措置法第37条の14第5項第2号イ(2)又はロに規定する他の年分の非課税管理勘定又は未成年者口座に設けられた非課税管理勘定からの移管については、その金融商品取引業者等に開設された非課税口座に設けられた非課税管理勘定から、……………。</p>	<p>(取得対価の額) 37の14-8 措置法第37条の14第5項第2号イに規定する「取得対価の額」(以下<u>37の14-12</u>までにおいて「取得対価の額」という。)とは、……………。</p> <p>(1) ……………。</p> <p>(2) ……………。</p> <p>(3) ……………。</p> <p>(取得対価の額の合計額の判定) 37の14-10 措置法第37条の14第5項第2号イ(1)の規定により非課税口座へ受入れ可能な上場株式等は、受入期間内に受け入れた上場株式等の取得対価の額の合計額が120万円を超えないものに限られるのであるが、<u>非課税口座</u>に受け入れられるかどうかの判定は、取引単位により行うことに留意する。</p> <p>……………、一株(口)単位により行うことに留意する。</p> <p>(外貨で表示されている上場株式等に係る取得の対価の額等の邦貨換算) 37の14-11 ……………。ただし、この場合において、当該非課税口座内上場株式等について措置法第37条の14第4項各号に掲げる事由が生じたとき又は同条第5項第2号イ(2)に規定する移管がされたときの……………。</p> <p>(1) 措置法第37条の14第4項に規定する払出し時の金額 居住者等が非課税上場株式等管理契約を締結した金融商品取引業者等の主要取引金融機関……………</p> <p>(2) ……………</p> <p>(他の年分の非課税管理勘定又は未成年者口座に設けられた非課税管理勘定からの移管の範囲) 37の14-12 措置法第37条の14第5項第2号イ(2)に規定する他の年分の非課税管理勘定又は未成年者口座に設けられた非課税管理勘定からの移管については、<u>同号イにより受入期間内に受け入れた取得対価の額の合計額が120万円を超えない上場株式等につ</u></p>

改 正 後	改 正 前
<p>(注) ・・・・、措置法規則第18条の15の3 <u>第5項</u>各号に掲げる事項を記載した同項第1号に規定する・・・。</p> <p>(非課税管理勘定が設けられた日の属する年の1月1日から5年を経過する日以前に移管される上場株式等)</p> <p>37の14-12の2 <u>非課税管理勘定に係る上場株式等のうち、払出し時の金額の合計額が120万円を超えるものを移管により受け入れることができるのは、他年分非課税管理勘定（非課税管理勘定を設けた非課税口座に係る他の年分の非課税管理勘定又は未成年者口座に設けられた非課税管理勘定をいう。以下この項において同じ。）から、当該他年分非課税管理勘定が設けられた日の属する年の1月1日から5年を経過した日に設けられる非課税管理勘定に移管がされる上場株式等で、その非課税管理勘定が設けられる日に移管されるものであることから、当該他年分非課税管理勘定が設けられた日の属する年の1月1日から5年を経過する日以前に移管される場合には、払出し時の金額の合計額が120万円を超えるものを移管することはできないことに留意する。</u></p> <p>(注) <u>この場合に非課税管理勘定に受け入れられるかどうかの判定は、37の14-10によることに留意する。</u></p> <p>(一株（口）に満たない端数の処理)</p> <p>37の14-13 居住者等が開設する同一の非課税口座に設けられた2以上の非課税管理勘定又は累積投資勘定に係る同一銘柄の非課税口座内上場株式等について生じる措置法令第25条の13 <u>第11項</u>第1号から第9号までに規定する事由により取得する上場株式等のうち、当該2以上の非課税管理勘定又は累積投資勘定の同一銘柄の非課税口座内上場株式等の数に応じて取得する当該上場株式等の数に一株（口）に満たない端数が生じる場合には、当該一株（口）に満たない端数を合計することにより非課税管理勘定又は累積投資勘定に受け入れることができることとなる上場株式等は、当該一株（口）未満の端数の基因となった非課税口座内上場株式等に係る非課税管理勘定又は累積投資勘定のうち最も新しい年分の非課税管理勘定又は累積投資勘定に受け入れることができることに留意する。</p> <p>なお、同項第1号から第10号までの規定による非課税管理勘定又は累積投資勘定へ</p>	<p>いて認められているが、当該移管は、その金融商品取引業者等に開設された非課税口座に設けられた非課税管理勘定から、・・・。</p> <p>(注) ・・・・、措置法規則第18条の15の3 <u>第4項</u>各号に掲げる事項を記載した同項第1号に規定する・・・。</p> <p>(新 設)</p> <p>(一株に満たない端数の処理)</p> <p>37の14-13 居住者等が開設する同一の非課税口座に設けられた2以上の非課税管理勘定に係る同一銘柄の非課税口座内上場株式等について生じる措置法令第25条の13 <u>第10項</u>第1号から第9号までに規定する事由により取得する上場株式等のうち、当該2以上の非課税管理勘定の同一銘柄の非課税口座内上場株式等の数に応じて取得する当該上場株式等の数に一株（口）に満たない端数が生じる場合には、当該一株（口）に満たない端数を合計することにより非課税管理勘定に受け入れることができることとなる上場株式等は、当該一株（口）未満の端数の基因となった非課税口座内上場株式等に係る非課税管理勘定のうち最も新しい年分の非課税管理勘定に受け入れることができることに留意する。</p> <p>なお、同項第1号から第10号までの規定による非課税管理勘定への受入れを行うこ</p>

改正後	改正前
<p>の受入れを行うことができない一株（口）に満たない端数については、当該事由が生じた時に当該非課税管理勘定又は当該累積投資勘定に受け入れられたものと、その受入れ後直ちに当該非課税管理勘定又は当該累積投資勘定が設けられた非課税口座から措置法第37条の14第4項第1号に規定する他の保管口座への移管があったものとみなして、・・・・。</p>	<p>とができない一株（口）に満たない端数については、当該事由が生じた時に当該非課税管理勘定に受け入れられたものと、その受入れ後直ちに当該非課税管理勘定が設けられた非課税口座から措置法第37条の14第4項第1号に規定する他の保管口座への移管があったものとみなして、・・・・。</p>
<p>（累積投資勘定に受入れ可能な上場株式等の取得対価の額の合計額の判定）</p>	<p>（新 設）</p>
<p>37の14-13の2 措置法第37条の14第5項第4号イの規定により累積投資勘定へ受入れ可能な上場株式等は、受入期間内に受け入れた上場株式等の取得対価の額の合計額が40万円を超えないものに限られるのであるが、累積投資勘定に受け入れられるかどうかの判定は、取引単位により行うことに留意する。</p>	
<p>（郵便等により提示された確認書類によって氏名等を確認する場合）</p>	<p>（郵便等により提示された確認書類によって氏名等を確認する場合）</p>
<p>37の14-16 ・・・・。</p> <p>(1) 非課税適用確認書の交付申請書に係る確認書類 ・・・・、又は受けようとした非課税適用確認書に係る勘定設定期間（措置法第37条の14第5項第6号に規定する勘定設定期間をいう。以下この項において同じ。）の終了の日</p> <p>(2) ・・・・</p>	<p>37の14-16 ・・・・。</p> <p>(1) 非課税適用確認書の交付申請書に係る確認書類 ・・・・、又は受けようとした非課税適用確認書に係る勘定設定期間（措置法第37条の14第5項第3号に規定する勘定設定期間をいう。以下この項において同じ。）の終了の日</p> <p>(2) ・・・・</p>
<p>（電子情報処理組織を使用する方法により所轄税務署長から金融商品取引業者等の営業所の長に情報の提供があった場合の取扱い）</p>	<p>（電子情報処理組織を使用する方法により所轄税務署長から金融商品取引業者等の営業所の長に情報の提供があった場合の取扱い）</p>
<p>37の14-19 ・・・・、措置法令第25条の13第32項に定める電子情報処理組織を使用する方法により・・・・。</p>	<p>37の14-19 ・・・・、措置法令第25条の13第25項に定める電子情報処理組織を使用する方法により・・・・。</p>
<p>（重ねて設けられた非課税管理勘定又は累積投資勘定で行われた取引の取扱い）</p>	<p>（重ねて設けられた非課税管理勘定で行われた取引の取扱い）</p>
<p>37の14-22 ・・・・、同一年分に非課税管理勘定又は累積投資勘定を重ねて設けることはできないことから、例えば、誤って同一年分に非課税管理勘定又は累積投資勘定が複数設けられた場合は、それらの非課税管理勘定又は累積投資勘定のうちいずれか一つの非課税管理勘定又は累積投資勘定のみが措置法第37条の14の規定の適用を受ける非課税管理勘定又は累積投資勘定として取り扱われ、それ以外の非課税管理勘定又は累積投資勘定で行われた取引については、・・・・。</p>	<p>37の14-22 ・・・・、同一年分の非課税管理勘定を重ねて設けることはできないことから、例えば、誤って同一年分の非課税管理勘定が複数設けられた場合は、それらの非課税管理勘定のうちいずれか一つの非課税管理勘定のみが措置法第37条の14の規定の適用を受ける非課税管理勘定として取り扱われ、それ以外の非課税管理勘定で行われた取引については、・・・・。</p>

改正後	改正前
<p>(重ねて設けられた非課税管理勘定又は累積投資勘定の判定)</p> <p>37の14-23 ……、同一年分に非課税管理勘定<u>又は累積投資勘定</u>を重ねて設けることができないことから、例えば、誤って同一年分に<u>非課税管理勘定又は累積投資勘定</u>が複数設けられた場合は、原則として、次に掲げる日又は時が最も早い非課税管理勘定<u>又は累積投資勘定</u>を措置法第37条の14の規定の適用を受ける非課税管理勘定<u>又は累積投資勘定</u>として取り扱うこととする。</p> <p>(1) ……</p> <p>(2) ……</p> <p>(3) ……</p> <p>(4) ……</p> <p>② 1 複数設けられた非課税管理勘定<u>又は累積投資勘定</u>が<u>勘定廃止通知書</u>又は……、当該廃止通知書の基因となった非課税管理勘定<u>又は累積投資勘定</u>に係る上記(1)から(4)までの日又は時により判定することに留意する。</p> <p>2 同一年分に廃止通知書の提出により非課税管理勘定<u>又は累積投資勘定</u>が複数設けられた場合において、……、措置法第37条の14第21項に規定する提出事項が所轄税務署長に提供された時が最も早い非課税管理勘定<u>又は累積投資勘定</u>を同条の規定の適用を受ける非課税管理勘定<u>又は累積投資勘定</u>として取り扱うことに留意する。</p> <p>3 ……。</p> <p>措置法第37条の14の2《未成年者口座内の少額上場株式等に係る譲渡所得等の非課税》関係</p> <p>(取得対価の額等の合計額の判定)</p> <p>37の14の2-3 ……、受入期間内に受け入れた上場株式等の取得対価の額(同号ロ(1)に規定する取得対価の額をいう。以下この項において同じ。)の合計額が80万円(同号ロ(2)に掲げる上場株式等がある場合には、当該上場株式等の移管に係る払出し時の金額(同条第4項に規定する払出し時の金額をいう。以下この項及び次項において同じ。)を控除した金額。以下この項において同じ。)を超えないものに限られるのであるが、……。</p> <p>……、受入期間(継続管理勘定への移管にあつては、当該継続管理勘定が設</p>	<p>(重ねて設けられた非課税管理勘定の判定)</p> <p>37の14-23 ……、同一年分の非課税管理勘定を重ねて設けることができないことから、例えば、誤って同一年分の非課税管理勘定が複数設けられた場合は、原則として、次に掲げる日又は時が最も早い非課税管理勘定を措置法第37条の14の規定の適用を受ける非課税管理勘定として取り扱うこととする。</p> <p>(1) ……</p> <p>(2) ……</p> <p>(3) ……</p> <p>(4) ……</p> <p>② 1 複数設けられた非課税管理勘定が<u>非課税管理勘定廃止通知書</u>又は……、当該廃止通知書の基因となった非課税管理勘定に係る上記(1)から(4)までの日又は時により判定することに留意する。</p> <p>2 同一年分に廃止通知書の提出により非課税管理勘定が複数設けられた場合において、……、措置法第37条の14第21項に規定する提出事項が所轄税務署長に提供された時が最も早い非課税管理勘定を同条の規定の適用を受ける非課税管理勘定として取り扱うことに留意する。</p> <p>3 ……。</p> <p>措置法第37条の14の2《未成年者口座内の少額上場株式等に係る譲渡所得等の非課税》関係</p> <p>(取得対価の額等の合計額の判定)</p> <p>37の14の2-3 ……、受入期間内に受け入れた上場株式等の取得対価の額(同号ロ(1)に規定する取得対価の額をいう。以下この項において同じ。)の合計額が80万円を超えないものに限られるのであるが、……。</p> <p>……、受入期間(継続管理勘定への移管にあつては、当該継続管理勘定が設</p>

改正後	改正前
<p>けられた日から同日の属する年の12月31日までの間をいう。)内に受け入れた上場株式等の取得対価の額(継続管理勘定への移管にあっては、当該移管に係る払出し時の金額)の合計額が80万円(継続管理勘定への移管にあっては、同号ハ(2)に掲げる上場株式等がある場合には、当該上場株式等の移管に係る払出し時の金額を控除した金額)を超えないものに限られるのであるが、他の年分の非課税管理勘定からの移管により受け入れられるかどうかの判定は、一株(口)単位又は持分の割合により行うことに留意する。</p> <p>(非課税管理勘定が設けられた日の属する年の1月1日から5年を経過する日以前に移管される上場株式等)</p> <p>37の14の2-3の2 非課税管理勘定に係る上場株式等のうち、払出し時の金額の合計額が80万円を超えるものを移管により受け入れることができるのは、他の年分の非課税管理勘定(非課税管理勘定又は継続管理勘定を設けた未成年者口座に係る他の年分の非課税管理勘定をいう。以下この項において同じ。)から、当該他の年分の非課税管理勘定が設けられた日の属する年の1月1日から5年を経過する日の翌日に設けられる非課税管理勘定又は継続管理勘定に移管がされる上場株式等で、その非課税管理勘定又は継続管理勘定が設けられる日に移管されるものであることから、当該他の年分の非課税管理勘定が設けられた日の属する年の1月1日から5年を経過する日以前に移管される場合には、払出し時の金額の合計額が80万円を超えるものを移管することはできないことに留意する。</p> <p>④ この場合に非課税管理勘定又は継続管理勘定に受け入れられるかどうかの判定は、37の14の2-3による。</p> <p>(外貨で表示されている上場株式等に係る取得の対価の額等の邦貨換算)</p> <p>37の14の2-4 ・・・・措置法第37条の14の2第4項各号に掲げる事由が生じた場合又は同条第5項第2号ロ(1)(ii)若しくは(2)若しくは同号ハ(1)若しくは(2)に規定する移管がされた場合の同条第4項又は第5項第2号ロ(1)若しくはハ(1)に規定する払出し時の金額の邦貨換算については、・・・。</p> <p>.....</p> <p>(1)</p> <p>(2)</p> <p>(3)</p>	<p>けられた日から同日の属する年の12月31日までの間をいう。)内に受け入れた上場株式等の取得対価の額(継続管理勘定への移管にあっては、当該移管に係る払出し時の金額(同条第4項に規定する払出し時の金額をいう。))の合計額が80万円を超えないものに限られるのであるが、他の年分の非課税管理勘定からの移管により受け入れられるかどうかの判定は、一株(口)単位により行うことに留意する。</p> <p>(新設)</p> <p>(外貨で表示されている上場株式等に係る取得の対価の額等の邦貨換算)</p> <p>37の14の2-4 ・・・・措置法第37条の14の2第4項各号に掲げる事由が生じた場合又は同条第5項第2号ロ(1)(ii)若しくは同号ハ(1)に規定する移管がされた場合の同条第4項又は第5項第2号ロ(1)若しくは同号ハ(1)に規定する払出し時の金額の邦貨換算については、・・・。</p> <p>.....</p> <p>(1)</p> <p>(2)</p> <p>(3)</p>

改正後	改正前
<p>(未成年者口座に受け入れられない合併等により取得した上場株式等以外の株式等の取得価額等)</p> <p>37の14の2-11 未成年者口座内上場株式等につき措置法令第25条の13の8第17項において準用する措置法令第25条の13第11項第2号から第9号までに規定する事由が生じたことにより取得した上場株式等以外の株式等の取得価額は、……………。</p> <p>(合併等により取得した上場株式等で未成年者口座又は課税未成年者口座内の上場株式等を基因とするものの受入れ)</p> <p>37の14の2-12 ……………措置法令第25条の13の8第17項の規定において準用する措置法令第25条の13第11項第1号から第9号までに規定する事由により取得する上場株式等のうち、……………。</p> <p>(株式等に係る譲渡所得等の課税の特例に関する取扱い等の準用)</p> <p>37の14の2-22 ……………、37の10・37の11共-19、37の11の3-6、37の11の3-9、37の11の3-10、37の12の2-1、37の14-2、37の14-4から37の14-9まで、<u>37の14-13</u>、37の14-14、37の14-15、37の14-17及び37の14-19の取扱いを準用する。</p>	<p>(未成年者口座に受け入れられない合併等により取得した上場株式等以外の株式等の取得価額等)</p> <p>37の14の2-11 未成年者口座内上場株式等につき措置法令第25条の13の8第17項において準用する措置法令第25条の13第10項第2号から第9号までに規定する事由が生じたことにより取得した上場株式等以外の株式等の取得価額は、……………。</p> <p>(合併等により取得した上場株式等で未成年者口座又は課税未成年者口座内の上場株式等を基因とするものの受入れ)</p> <p>37の14の2-12 ……………措置法令第25条の13の8第17項の規定において準用する措置法令第25条の13第10項第1号から第9号までに規定する事由により取得する上場株式等のうち、……………。</p> <p>(株式等に係る譲渡所得等の課税の特例に関する取扱い等の準用)</p> <p>37の14の2-22 ……………、37の10・37の11共-19、37の11の3-6、37の11の3-9、37の11の3-10、37の12の2-1、37の14-2、37の14-4から37の14-9まで、<u>37の14-13</u>から37の14-15まで、37の14-17及び37の14-19の取扱いを準用する。</p>